

緩和型サービスにおける基準等の解釈について

(1) 訪問型サービスAの基準解釈について

①人員基準

■管理者

原則として専ら当該サービス事業に従事するもの
ただし、管理業務に支障がないと認められる場合、兼務可

■サービス提供責任者（訪問事業責任者）※いずれかを配置のこと

訪問型サービスAにおける内容変更について

4月19・20日 総合事業説明会資料 59P (人員基準欄)

旧 サービス提供責任者 必要数

⇒

新 訪問事業責任者 従事者のうち必要数 に変更しております。

(変更理由)

訪問型サービスAにおける職種名を国標準例に合わせるとともに、後述するサービス提供責任者が兼ねるケースに配慮したため。

○サービス提供責任者が兼務する場合

指定訪問介護及び訪問型サービス（現行相当）と同一の事業所において一体的に運営する場合、サービス提供責任者は、指定訪問介護及び訪問型サービス（現行相当）の基準の範囲内で、兼務することが可能です。

その場合、訪問型サービスA（緩和型）の利用者1人を指定訪問介護及び訪問型サービス（現行相当）の利用者1人とみなして計算してください。

例 要介護20人 要支援10人 ⇒サービス提供責任者 1名

要介護20人 要支援30人 ⇒サービス提供責任者 2名

※要支援がすべて訪問型サービスAの利用者の場合

○訪問事業責任者を配置する場合

資格要件 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者のうち従事者の中から
選定

※サービス提供責任者と比較し、要件を緩和

必要員数 必要数

業務内容 連絡調整、技術指導等 ※個別訪問介護計画書は任意

例 要介護 20 人 要支援 10 人 ⇒サービス提供責任者 1 名 + 訪問事業責任者 必要数
要介護 20 人 要支援 30 人 ⇒サービス提供責任者 1 名 + 訪問事業責任者 必要数

※要支援がすべて訪問型サービス A の利用者の場合

■従事者

資格要件 介護福祉士、介護初任者研修等終了者

必要員数 必要数

※指定訪問介護及び訪問型サービス（現行相当）と同一の事業所において一体的に運営する場合、従事者が訪問型サービス A の業務に従事する時間は、「常勤換算で 2.5 以上」の計算に参入することはできません。

②設備基準

指定訪問介護及び訪問型サービス（現行相当）と同一の事業所において一体的に運営する場合、設備を共用可。

③運営基準

個別サービス計画の作成を任意とする以外、原則として介護予防給付に準拠します。

(2) 通所型サービスAの基準解釈について

①人員基準

■管理者

原則として専ら当該サービス事業に従事するもの
ただし、管理業務に支障がないと認められる場合、兼務可

■介護職員

提供時間を通じて、専ら通所型サービスAの提供にあたる従事者が確保されていること。

15人まで 専従1以上

15人以上 利用者1人に専従0.2以上

※指定通所介護及び通所型サービス（現行相当）と同一の事業所において一体的に運営する場合、従事者が通所型サービスAの業務に従事する時間は、指定通所介護及び通所型サービス（現行相当）に算定できません。

例 要介護8人 要支援7人 ⇒ 介護職員 1名 + 1名

要介護8人 要支援8人 ⇒ 介護職員 1名 + 1名

要介護16人 要支援15人 ⇒ 介護職員 2名 + 1名

要介護16人 要支援16人 ⇒ 介護職員 2名 + 2名

※要支援がすべて通所型サービスAの利用者の場合

②設備基準について

指定通所介護及び通所型サービス（現行相当）と同一の事業所において一体的に運営する場合、通所型サービスAの提供に支障がない範囲で設備を共用可。

なお、食堂及び機能訓練室の面積については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た基準を満たす必要があります。

③運営基準

個別サービス計画の作成を任意とする以外、原則として介護予防給付に準拠します。

また、利用定員については、設備基準との整合性から、指定通所介護及び通所型サービス（現行相当）と通所型サービスAの利用者数の合計が各事業所で設定している定員の範囲内で運用することとします。